

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	国民健康保険事業の取扱い	関係項目	
調 整 の 内 容	1. 国民健康保険税の税率については、合併時の医療費の動向をみながら、必要な負担額を算出した上で税率の検討を行い、平成17年度から新保険税率を設定する。(賦課方式について慎重に試算を行い、後日、別途提案する。) 2. 国民健康保険税の納期等については、鷹巣町の例により合併時に統一する。 3. 国民健康保険運営協議会については、合併時に統合を図る。 4. 成人病予防健診補助事業については、合併時に統一する。 5. 無受診世帯表彰事業については、合併後に廃止する。 6. 診療報酬明細書点検、レセプト点検・管理の事務委託については、合併後に再編し、一元化する。		

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
国民健康保険税 【賦課方式】	4方式(所得割・資産割・ 均等割・平等割)	4方式(所得割・資産割・ 均等割・平等割)	4方式(所得割・資産割・ 均等割・平等割)	4方式(所得割・資産割・ 均等割・平等割)	税率等については、合併時の医療費の動向をみながら、必要な負担額を算出した上で税率の検討を行い、平成17年度から新保険税率を設定する。 住民税が確定する6月以降に、均一・不均一等の賦課方式についての試算を慎重に行い、後日、別途提案する。
【税率】					
医療給付費分					
応能割 所得割額	6.8%	8.8%	9.8%	10.3%	
資産割額	30.0%	40.3%	27.7%	39.0%	
応益割 均等割額	24,000円	20,600円	31,000円	20,000円	
平等割額	24,000円	27,300円	30,000円	28,000円	
介護納付金分					
応能割 所得割額	1.2%	1.3%	1.0%	1.0%	
資産割額	11.4%	2.0%	10.0%	10.0%	
応益割 均等割額	5,000円	5,000円	4,000円	5,000円	
平等割額	3,000円	3,500円	5,000円	4,000円	

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	国民健康保険事業の取扱い	関係項目	
---------	--------------	------	--

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
国民健康保険税 【納期】	全8期 (仮賦課：なし)	全12期 (仮賦課：第1～3期)	全5期 (仮賦課：第1期)	全6期 (仮賦課：なし)	鷹巣町の例により合併時に統一する。 (納期は、7月から2月までの8期とする。合川町・森吉町の仮賦課は、廃止する。)
第1期	7月1日～ 7月31日	<u>4月1日～ 4月30日</u>	<u>4月1日～ 4月30日</u>	7月1日～ 7月31日	
第2期	8月1日～ 8月31日	<u>5月1日～ 5月31日</u>	7月1日～ 7月31日	8月1日～ 8月31日	
第3期	9月1日～ 9月30日	<u>6月1日～ 6月30日</u>	9月1日～ 9月30日	9月1日～ 9月30日	
第4期	10月1日～10月31日	7月1日～ 7月31日	11月1日～11月30日	10月1日～10月31日	
第5期	11月1日～11月30日	8月1日～ 8月31日	1月1日～ 1月31日	11月1日～11月30日	
第6期	12月1日～12月25日	9月1日～ 9月30日		12月1日～12月28日	
第7期	1月1日～ 1月31日	10月1日～10月31日			
第8期	2月1日～ 2月末日	11月1日～11月30日			
第9期		12月1日～12月25日			
第10期		1月1日～ 1月31日			
第11期		2月1日～ 2月末日			
第12期		3月1日～ 3月25日			

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	国民健康保険事業の取扱い	関係項目	
---------	--------------	------	--

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
国民健康保険 運営協議会					合併時に統合を図る。
【構成】					
委員定数	12名	12名	6名	9名	構成については、鷹巣町が2名ずつ、合川町・森吉町・阿仁町の3町が1名ずつの合計15名とする。
内訳					
<ul style="list-style-type: none"> 被保険者代表 保険医薬剤師代表 公益代表 	<ul style="list-style-type: none"> 4名 4名 4名 	<ul style="list-style-type: none"> 4名 4名 4名 	<ul style="list-style-type: none"> 2名 2名 2名 	<ul style="list-style-type: none"> 3名 3名 3名 	
【任期】	2年	2年	2年	2年	任期については、法令どおり2年とする。
【報酬】					
会長				43,000円/年	報酬については、合併時に再編し、一元化する。
委員	32,000円/年	2,300円/日	6,000円/日	33,000円/年	

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	国民健康保険事業の取扱い	関係項目	
---------	--------------	------	--

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
成人病予防健診料 助成事業	人間ドック 一律7,000円	人間ドックに対する 助成なし (肝炎ウイルス検診へ転換)	人間ドック 米内沢公病院利用 1泊2日 男性 38,000円 女性 41,000円 1日外来 男性 19,000円 女性 22,000円 簡易脳ドック 男性 13,000円 女性 13,000円 他の医療機関: 上記の1/2	人間ドック 1泊2日 男性 43,400円 女性 44,800円	合併時に統一する。
	基本健診 1,300円 子宮ガン検診 600円 卵巣ガン検診 300円 乳ガン検診 300円 胃ガン検診 900円 前立腺検診 500円 大腸ガン検診 500円 肝炎ウイルス検診 700円 (医療機関利用) 基本健診 2,400円 肝炎ウイルス検診 1,100円	基本健診 1,300円 婦人科検診 1,500円 乳ガン検診 1,000円 胃ガン検診 1,300円 前立腺検診 1,000円 大腸ガン検診 500円 肝炎ウイルス検診 700円	基本健診 1,300円 子宮ガン検診 2,300円 乳ガン検診 1,000円 胃検診 1,300円 大腸ガン検診 800円 肝炎ウイルス検診 700円 胸部階検診 400円 喀痰検査 1,000円	基本健診 1,300円 子宮ガン検診 1,000円 卵巣ガン検診 500円 乳ガン検診 800円 胃ガン検診 1,000円 (米内沢公病利用) 子宮がん検診 2,100円 卵巣がん検診 2,100円	

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	国民健康保険事業の取扱い	関係項目	
---------	--------------	------	--

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
無受診世帯表彰					
【表彰要件】	表彰事業なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年以上無受診 (1人世帯：過去3年間) ・ 保険税完納世帯 ・ 一般健康診査(基本健診) を受診していること (75歳以上は未健診も可) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年以上無受診 (1人世帯：過去3年間) ・ 保険税完納世帯 ・ 一般健康診査(基本健診) を受診していること (75歳以上は未健診も可) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年以上無受診 ・ 保険税完納世帯 ・ 一般健康診査(基本健診) を受診していること 	合併後に廃止する。
【賞品内容】		<ul style="list-style-type: none"> ・ 無受診 1年～4年 安眠枕 3,000円～7,000円 ・ 無受診 5年以上 鍋・ヤカンセット 8,000円～10,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ラポール商品券 ・ 無受診1年 2,000円 ・ 無受診2年 3,000円 ・ 無受診3年 5,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ カタログギフト 5,000円 	
【表彰方法】		<ul style="list-style-type: none"> ・ 町制施行記念式典(3月31日)にて授与 欠席者には直接持参 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業文化祭にて授与 欠席者には直接持参 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接持参 	
【該当世帯】		<ul style="list-style-type: none"> ・ 無受診1～4年 2世帯 ・ 無受診5年以上 2世帯 <li style="text-align: right;">合 計 4世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無受診1年 8世帯 ・ 無受診2年 3世帯 ・ 無受診3年 1世帯 <li style="text-align: right;">合 計 12世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無受診世帯 14世帯 	

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	国民健康保険事業の取扱い	関係項目	
---------	--------------	------	--

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
<p>診療報酬明細書 点検事務委託事業</p> <p>【委託機関】</p> <p>(調剤高額) (株)エム・アイ・シー (診療報酬並びに調剤報酬) (株)ニチイ学館</p> <p>【調査・点検方法】</p> <p>調剤高額は毎月、診療報酬等は内容点検を中心に縦覧点検を併せて3ヶ月に1回、一週間程度点検委託している。</p> <p>【結果の報告・通知】</p> <p>国保連合会からの結果内容を委託業者に確認してもらい、今後の参考にってもらう。</p>	委託なし	委託なし	委託なし	委託なし	合併後に再編し、一元化する。

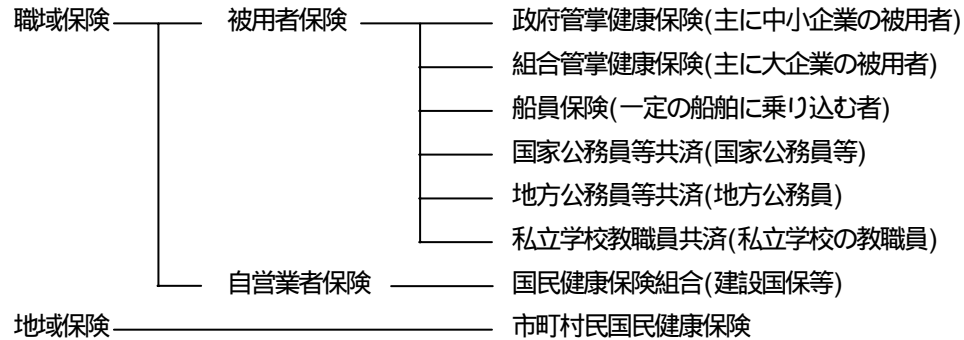
鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	国民健康保険事業の取扱い	関係項目	
---------	--------------	------	--

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
<p>レセプト点検・ 管理事務（老人保健） 【委託機関】</p> <p>【調査・点検方法】</p> <p>【結果の報告・通知】</p> <p>【レセプトの保管】</p>	<p>(調剤高額) (株)エム・アイ・シー (診療報酬並びに調剤報酬) (株)ニチイ学館</p> <p>調剤高額は毎月、診療報酬等は内容点検を中心に縦覧点検を併せて3ヶ月に1回、一週間程度点検委託している。</p> <p>連合会及び社会保険診療報酬支払基金からの結果内容を委託業者に確認してもらい、今後の参考にしていく。</p> <p>受給者番号順にファイルに入れて保管（個人ファイル） 過去5年度分のレセプトを受給者番号順に保存箱に入れ保管している。</p>	<p>専門のレセプト調査員をおいている。</p> <p>送られてきた全レセプトを受給者番号順に並べ、診療内容を点検する。</p> <p>連合会及び社会保険診療報酬支払基金を通じて、医療機関等に返戻。</p> <p>受給者番号順にファイルに入れて保管</p> <p>7月頃前年度のレセプトを受給者番号順に保存箱に入れ保管。</p>	<p>専門のレセプト調査員をおいている。</p> <p>送られてきた全レセプトを受給者番号順に並べ、診療内容を点検する。</p> <p>連合会及び社会保険診療報酬支払基金を通じて、医療機関等に返戻。</p> <p>受給者番号順にファイルに入れて保管</p> <p>7月頃前年度のレセプトを受給者番号順に保存箱に入れ保管。</p>	<p>専門のレセプト調査員をおいている。</p> <p>送られてきた全レセプトを受給者番号順に並べ、診療内容を点検する。</p> <p>連合会及び社会保険診療報酬支払基金を通じて、医療機関等に返戻。</p> <p>受給者番号順にファイルに入れて保管</p> <p>7月頃前年度のレセプトを受給者番号順に保存箱に入れ保管。</p>	<p>合併後に再編し、一元化する。</p>

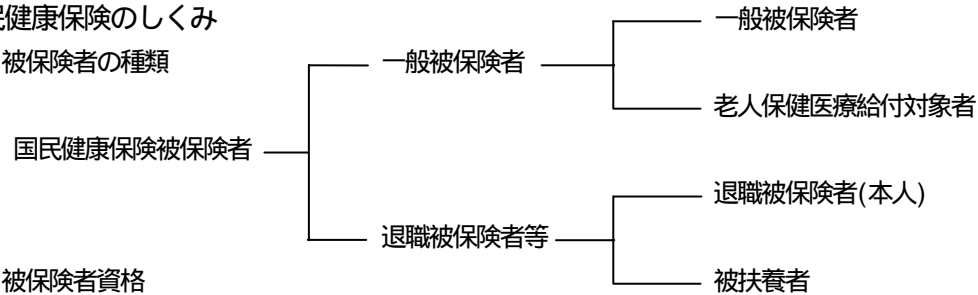
国民健康保険の概要

1. 医療保険の種類



2. 国民健康保険のしくみ

(1) 被保険者の種類



(2) 被保険者資格

- 老人保健医療給付対象者
- ・ 75歳の誕生日の翌月から
 - ・ 65歳以上70歳未満で一定の障害のある者
- 退職被保険者等
- ・ 老齢又は退職を事由とする被用者年金を現に受給し、被用者年金の加入期間が20年以上、もしくは、40歳以降10年以上の者及びその被扶養者

国民健康保険税について

この国民健康保険税は、地方税法第703条の4及び各町の条例の規定によって課税される。

(1) 納税義務者

次のものに課税される。

国民健康保険の一般被保険者

国民健康保険法第8条の2に規定する退職被保険者等である世帯主

世帯主本人は国民健康保険の被保険者ではないが、世帯内に一般被保険者等がいる世帯主(擬制世帯という。ただし世帯主は税の計算対象ではない。)

医療分 国民健康保険の全被保険者が対象。

介護分 被保険者のうち、40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者という)が対象。

65歳以上の方(第1号被保険者という)は、新たに介護保険料(介護保険法に基づく)として別の制度で納めることになる。

(2) 納税義務者

基準日 4月1日

課税限度額 医療給付費 530,000円(地方税法第703条の4第17項)

介護納付金 80,000円(地方税法第703条の4第26項)

税 額 = $\frac{\text{所得割額} + \text{資産割額} + \text{被保険者均等割額} + \text{世帯別平等割額}}{\text{(応能割)} \quad \text{(応益割)}}$

所得割 : $\text{所得割額} = (\text{前年中の総所得} - \text{基礎控除額}) \times \text{税率}$

所得の算出 所得は住民税の算出に使う所得を用いる。

控 除 額 1人当り33万円を基礎控除(地方税法314条の2第2項)

資産割 : $\text{資産割額} = (\text{今年度の固定資産税額(土地・家屋)}) \times \text{税率}$

被保険者均等割 : $\text{均等割額} = \text{世帯内の加入者数}$

$\times \text{加入者1人当りの年額}$

世帯別平等割 : $\text{平等割額} = 1 \text{世帯当りの年額}$

(3) 税の軽減(地方税法第703条の5、地方税法施行令第56条の89)

政令で定める基準に従い、町の条例で定めている。

前年の所得が一定の基準以下の世帯に対し、「被保険者均等割」と「世帯別平等割」が軽減。

軽減基準

区 分	対象となる世帯(地方税法施行令第56条の89)
7割増軽減	世帯全員の合計所得が、33万円以下
5割増軽減	世帯全員の合計所得が、33万円以下 + (245,000円 × 世帯主以外の加入者)以下
2割増軽減	世帯全員の合計所得が、33万円 + (350,000円 × 加入者)以下

説明資料

内 容

鷹巣阿仁地域4町の現況

一般的状況

区 分		鷹 巣 町		合 川 町		森 吉 町		阿 仁 町	
世 帯 数 (16年3月末)		4,367 世帯		2,950 世帯		1,508 世帯		1,058 世帯	
被 保 険 者 数	一般被保険者数	4,162 人	48.52 %	1,493 人	49.14 %	1,238 人	42.96 %	613 人	32.26 %
	退職者被保険者数	1,562 人	18.21 %	418 人	13.76 %	506 人	17.56 %	409 人	21.53 %
	老人保健該当者数	2,854 人	33.27 %	1,127 人	37.10 %	1,138 人	39.48 %	878 人	46.21 %
	合 計	8,578 人	100.00 %	3,038 人	100.00 %	2,882 人	100.00 %	1,900 人	100.00 %
1人当りの保険税調定額(15年度見込)									
		一般被保険者		63,117 円		73,074 円		71,202 円	
		退職者被保険者		86,815 円		87,387 円		82,926 円	
		全 体		66,034 円		75,587 円		73,726 円	
1人当りの保険税調定額(16年度当初)									
		一般被保険者		70,548 円		71,759 円		58,727 円	
		退職者被保険者		72,249 円		87,951 円		71,286 円	
		全 体		70,782 円		74,492 円		61,431 円	
税 率 (15年度)									
医 療 分	応能割 所得割	6.8 %		8.8 %		9.8 %		10.3 %	
	資産割	30.0 %		40.3 %		27.7 %		39.0 %	
	応益割 均等割	24,000 円		20,600 円		31,000 円		20,000 円	
	平等割	24,000 円		27,300 円		30,000 円		28,000 円	
介 護 分	応能割 所得割	1.2 %		1.3 %		1.0 %		1.0 %	
	資産割	11.4 %		2.0 %		10.0 %		10.0 %	
	応益割 均等割	5,000 円		5,000 円		4,000 円		5,000 円	
	平等割	3,000 円		3,500 円		5,000 円		4,000 円	

説明資料

内 容

4町の国民健康保険事業特別会計収支状況（15年度決算見込）

歳 入

（単位：千円）

区 分	鷹 巣 町	合 川 町	森 吉 町	阿 仁 町
国民健康保険税	577,187	190,840	220,795	140,080
国庫支出金	594,572	265,572	233,979	125,239
療養給付費交付金	389,553	104,830	108,994	96,252
一般会計繰入金	139,745	81,631	83,002	27,318
そ の 他	206,364	83,230	45,766	93,802
合 計	1,907,421	726,103	692,536	482,691

歳 出

（単位：千円）

区 分	鷹 巣 町	合 川 町	森 吉 町	阿 仁 町
総 務 費	46,542	24,007	22,880	9,338
保 険 給 付 費	1,141,630	435,036	416,000	260,369
老人保健拠出金	395,099	147,794	154,932	148,980
介護納付金	92,367	33,154	29,839	16,552
保 健 事 業 費	8,104	3,796	11,272	3,067
そ の 他	2,080	24,101	23,918	42,837
合 計	1,685,822	667,888	658,841	481,143
収支差引額	221,599	58,215	33,695	1,548
基金現在高	147,039	53,815	98,000	87,369

説明資料

内 容

4 町の国民健康保険事業特別会計収支状況（16年度当初）

歳 入

（単位：千円）

区 分	鷹 巣 町	合 川 町	森 吉 町	阿 仁 町
国民健康保険税	578,992	216,157	220,207	116,719
国庫支出金	645,189	269,583	221,761	148,600
療養給付費交付金	376,384	95,233	88,778	92,668
一般会計繰入金	141,787	67,830	61,838	49,319
そ の 他	59,719	14,945	28,419	22,407
合 計	1,802,071	663,748	621,003	429,712

歳 出

（単位：千円）

区 分	鷹 巣 町	合 川 町	森 吉 町	阿 仁 町
総 務 費	46,314	19,963	24,692	8,698
保 険 給 付 費	1,144,282	432,472	405,166	267,452
老人保健拠出金	455,811	147,794	124,543	112,000
介 護 納 付 金	91,295	34,286	35,631	21,000
保 健 事 業 費	9,448	4,853	10,957	2,095
そ の 他	54,921	24,380	20,014	18,467
合 計	1,802,071	663,748	621,003	429,712

説明資料

内 容		
協議会名 ()内は新市名称	調整内容	
秋田県内の合併協議会の事例 仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会 (にかほ市)	<p>(1) 国民健康保険税の納期については、仁賀保町の例による。</p> <p>(2) 国民健康保険税の基礎課税額については、平成17年度まで不均一課税とし、平成18年度から税率の統一を図る。また、介護納付金課税額については、平成16年度から税率の統一を図る。</p> <p>(3) 国民健康保険事業財政調整基金については、各町の基金を調整し、新市に引き継ぐ。</p> <p>(4) 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。</p> <p>(5) 保険給付事業の出産育児一時金は、現行のとおりとし、葬祭費は金浦町の例による。出産資金貸付は、仁賀保町の例により新市において実施する。</p> <p>(6) 国民健康保険助成事業については象潟町の例により、福祉医療制度助成事業については仁賀保町の例により、新市において実施する。</p> <p>(7) 仁賀保町国民健康保険小出診療所及び院内診療所については、新市に引き継ぐものとする。</p>	確認
本荘由利一市七町合併協議会 (由利本荘市)	<p>(1) 国民健康保険税の納期については、新市において本荘市の例により統一する。</p> <p>(2) 国民健康保険税の税率については、2つの区域による不均一課税とし、急激な負担増加とならないよう配慮する。ただし、不均一課税の期間は、合併後5年以内とする。</p> <p>(3) 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。</p> <p>(4) 出産育児一時金及び葬祭費については、本荘市、矢島町、岩城町、由利町、東由利町、西目町及び鳥海町の例により合併時に統一する。</p> <p>(5) 保健事業の人間ドック助成については、対象者及び助成額を合併時に統一するよう調整を図る。</p>	確認
千畑町・六郷町・仙南村合併協議会 (美郷町)	<p>国民健康保険事業の取り扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 国民健康保険税は平成17年度から統一のうえ課税する。 国民健康保険税の納期については、平成17年度から7期とし最終納期を1月末とする。 国民健康保険財政調整基金については、全て新町に引き継ぐものとする。 国民健康保険高額療養費貸付基金については、現行基金の合計額内とし合併時に調整する。 保険給付については、葬祭費を除き現行のとおりとする。 葬祭費については仙南村の例とする。 人間ドック受診補助については仙南村の例とする。 無受診世帯表章については、合併時まで調整する。 	確認

説明資料

		内 容	
協議会名 ()内は新市名称		調整内容	
秋 田 県 内 の 合 併 協 議 会 の 事 例	大曲仙北合併協議会 (大田市)	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税は、算定方式について資産税割を廃止し、所得割・均等割・平等割の三方式とし、税率については新市発足後、最初の賦課時に決定する。 ・国民健康保険税の納期は、8期(7月・8月・9月・10月・11月・12月・1月・2月)とする。 ・療養給付費一部負担金は現行どおり国制度により行う。 ・出産育児一時金は300,000円とする。 ・高額医療費貸付事業は高額医療費相当額の90%以内において行い、最低貸付額を10,000円とする。 ・出産資金貸付事業は出産育児一時金支給見込額の80%以内において行う。 ・医療費通知は国民健康保険加入分、社会保険加入の老人保険対象者分共に複月6回とし、年間分は行わない。 ・健康優良家庭表彰は前年度末まで1年以上無受診で国税完納の世帯に対し行う。記念品は5,000円程度とする。 ・国民健康保険運営協議会は次のとおりとする。 任期は2年。 委員定数は被保険者代表3人、医療機関代表3人、公益代表3人、被用者保険代表3人の計12人。 ・財政調整基金、高額療養費資金貸付基金、出産費資金貸付基金は全て持ち寄る。 ・葬祭費は10,000円とする。 ・人間ドックは料金の70%以内において助成する。ただし、上限を40,000円とする。対象者を税完納世帯の国保被保険者で40歳以上の者とする。 ・鍼、灸、マッサージは40歳か65歳未満を対象とし、1,000円の施術券で24回分を助成する。 	確 認
	田沢湖・角館・西木合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税は、算定方式を所得割、資産割、均等割、平等割の4方式とし、税率については、できるだけ大幅な変動が生じないように調整に努め、新市の賦課時に決定する。 ・国民健康保険税の納期については、6期とし、最終納期を12月28日とする。 	確 認

説明資料

内 容		
協議会名 ()内は新市名称	調整内容	
秋田県内の合併協議会の事例 湯沢雄勝合併協議会 (湯沢市)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険税の基礎課税額、介護納付金課税額の賦課方式については、共に4方式とし、平成17年度から税率を統一する。なお、納期は湯沢市の例により8期とする。 2. 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。 3. 保険給付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 4. 医療費通知については、湯沢市の例により実施する。 5. 人間ドック助成については、40歳以上を対象として実施する。 	協議中
天王町・昭和町・飯田川町合併協議会 (湯上市)		
秋田市・河辺町・雄和町合併協議会 (秋田市)	<p>国民健康保健事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、1市2町において税率等および葬祭費の給付額の異なる制度については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険税の賦課については、合併時まで限り、1市2町それぞれの条例の例による。 2. 葬祭費の給付額については、合併年度まで限り、1市2町それぞれの条例の例による。 	確認
横手平鹿合併協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険税の税率等については、合併後3年以内に均一化されるよう段階的に調整する。 2. 国民健康保険事業については、新市においても保健事業等を取り入れ、住民の健康管理を推進する。 3. 国民健康保険運営協議会は、新市において新たに設置する。 4. 国民健康保険事業財政調整基金については、基金残高を新市に引き継ぐものとする。 	確認

説明資料

内 容	
協議会名 ()内は新市名称	調整内容
秋田県内の合併協議会の事例	<p>五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会</p> <ol style="list-style-type: none"> 国民健康保険税の賦課方式については、合併初年度は不均一課税とし、それぞれ旧町の例によるものとし、合併次年度から統一する。 保険給付事業については、次のように合併時に統一する。 <ol style="list-style-type: none"> 高額療養費、出産育児一時金、葬祭費の支給に関しては、3町で同一の制度であり現行のとおりとする。 高額療養費貸付については、五城目町の例により、基金を活用して実施する。ただし、貸付金の限度額は支給見込額の95%以内とする。 人間ドック及び脳ドック検診に関しては、合併時に統合し、それぞれの受診者に助成する。各種検診事業は、一般会計事業で実施することとし、国民健康保険特別会計事業では実施しない。
	<p>大館市・田代町合併協議会</p>

確認